

○厚生労働省告示第四百十三号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第九十三条第一項の規定に基づき、薬事法施行規則第九十三条第一項の規定により厚生労働大臣が指定する設置管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表に次のように加える。

243 ツリウム・ヤドレーザ